

地理的表示保護規定

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 地理的表示を効果的に保護し、地理的表示の管理を強化し、地理的表示産品の名称と地理的表示専用マーク（以下、「専用マーク」という）の使用を規範化し、地理的表示産品の品質特色を保証するために、『中華人民共和国民法典』『中華人民共和國商標法』『中華人民共和國産品品質法』『中華人民共和國標準化法』等の関連規定に基づき、本規定を制定した。

第二条 本規定にいう地理的表示産品とは、特定地域で作られ、その品質、評判又はその他の特性が本質的にその産地の自然的な要因と人的な要因によって決まり、地理的表示で命名された産品を指す。地理的表示産品には、以下のようなものが含まれる。

(一) 特定地域からの栽培、養殖産品。

(二) 原材料の全てが特定地域からのものか、又は一部が他の地域からのもので、かつ特定地域で特定の手法により生産、加工された産品。

第三条 本規定は、地理的表示の登録申請、審査認定、取消や変更及び専用マークの使用管理等に適用する。

第四条 国家知識産権局が全国の地理的表示及び専用マークの管理と保護に責任を持ち、地理的表示の登録申請を統一的に受理、審査し、法により地理的表示を認定する。

地方の知的財産管理部門が、本行政区域内の地理的表示及び専用マークの管理と保護に責任を持つ。

県級以上の市場監督管理部門が、本行政区域内の地理的表示及び専用マークの行政法執行に責任を持つ。

第五条 地理的表示の登録申請、地理的表示産品の名称と専用マークの使用は、信義誠実の原則に従わなければならない。

第六条 地理的表示保護を取得した場合、地理的表示産品の名称と専用マークを規範的に使用しなければならない。

地理的表示産品の名称は、地理的指示機能を有する名称と産品の真実の属性を反映する通用名称から構成される組合せ名称であってもよいし、長い使用歴史がある「広く認められている」名称であってもよい。

外国の地理的表示産品の名称として、中国語名称と母国語名称がある。母国語名称は、所属国又は地域で地理的表示保護を取得した名称でなければならない。

第七条 以下のいずれか1つに該当する場合、地理的表示保護を与えない。

- (一) 産品又は産品名称が法律、社会倫理に違反するか、又は公共の利益を害する場合。
- (二) 産品名称が産品の通用名称にすぎない場合。
- (三) 産品名称が他人の登録商標、未登録の馳名商標であり、公衆の誤解を招く場合。
- (四) 産品名称が保護を受ける地理的表示産品の名称と同じで、公衆に産品の産地を誤認させる場合。
- (五) 産品名称が植物品種や動物育種の名称と同じで、公衆に産品の産地を誤認させる場合。
- (六) 産品が安全、衛生、環境保全の要求に違反し、環境、生態、資源に危害を与える恐れがある場合。
- (七) 外国の地理的表示産品が所属国又は地域で保護を取り消された場合。

第八条 外国人、外国企業又は外国のその他の団体が地理的表示を登録申請する場合、その所属国が中国と締結した協定書又は両国とも参加している国際条約に従って処理するか、又は対等原則に従って本規定により処理しなければならない。

第二章 登録申請

第九条 県級以上の人民政府が指定する産地範囲内の産品生産者協会や保護申請機構（以下、「登録申請者」という）は、国家知識産権局に地理的表示の登録申請を提出することができる。

所属国又は地域で地理的表示保護を取得した外国の登録申請者は、国家知識産権局に地理的表示の登録申請を提出することができる。

第十条 地理的表示の登録申請に当たって、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 地理的表示産品の保護請求書。
- (二) 地理的表示産品の保護要求。
- (三) 地方の人民政府が提案した産地範囲。
- (四) 地方の人民政府が生産者協会や保護申請機構を登録申請者に指定した関連文書。
- (五) 省級の知的財産管理部門が発行した初歩的な審査意見。
- (六) 産品の技術標準や管理規範。
- (七) 産品の検査報告書。
- (八) 産品品質の特色と産地の自然的又は人的な要因との間の関連性の証明資料等。
- (九) 産地範囲内で専用マークを使用する生産者リスト。

第十一条 外国の地理的表示の登録申請は、中国語で本規定第十条第（一）号、第（二）号の資料を提出する他、以下の資料の原文及びその公証された中国語訳本を提出しなければ

ばならない。

- (一) 所属国又は地域で地理的表示保護を取得した公式の証明文書。
- (二) 所属国又は地域の地理的表示の主管機構が発行した産地範囲文書。
- (三) 所属国又は地域が発行した製品の感覚的特色、物理・化学的指標を証明する検査報告書。

専用マークを使用する必要がある場合、さらに専用マークを使用する中国取次販売店のリストも提出しなければならない。

第十二条 地理的表示製品の保護要求には、以下のような内容が含まれる。

- (一) 産品名称
- (二) 産地範囲
- (三) 産品説明
- (四) 品質要求。生産、加工手法と感覚的、物理・化学的指標等の品質特色を含む。
- (五) 関連性。産品の品質特色と産地の自然的、人的な要因との間の関連性についての記述。
- (六) 専用マーク使用管理機構としての地方の知的財産管理部門の情報。
- (七) 検査機構の情報。

第十三条 地理的表示を登録申請する産品の産地範囲が県級の行政区域内にある場合、県級の人民政府が産地範囲を提案する。行政区域を横断する場合は、共通の1級上位の人民政府が産地範囲を提案する。省級の行政区域を横断する場合は、各省級の人民政府がそれぞれ所轄行政区域内の産地範囲を提案する。

第十四条 中国で経常的な居所や営業所を持たない外国の登録申請者が中国で地理的表示を登録申請し、その他の関連事務を処理する場合、所属国又は地域の中国駐在代表機関の職員を連絡窓口とするか、又は法により設立された専利代理機構、国家知識産権局に届出を行った商標代理機構若しくは法により設立された弁護士事務所へ処理を委託することができる。

第三章 審査と認定

第十五条 国家知識産権局は受理した地理的表示の登録申請に対し方式審査を行う。審査に合格したものについては、受理公告を出す。審査に合格しなかったものについては、書面により受理しない旨を登録申請者に通知する。

第十六条 組織や個人を問わず誰もが地理的表示が本規定の第七条に記載するいずれか1つに該当すると考える場合、受理公告発表日から2ヶ月以内に国家知識産権局に異議を申し立てることができる。それに際し、請求書を提出し、理由を説明した上、必要な場合、

関連証拠資料も付け加えなければならない。

第十七条 異議申立が以下のいずれか 1 つに該当する場合、国家知識産権局は書面により異議申立者に不受理の旨を通知する。

- (一) 法定期限内に申立てなかった場合
- (二) 異議申立理由を具体的に説明しなかった場合。
- (三) 異議申立理由が本規定第七条の状況に該当しない場合。

第十八条 国家知識産権局は、異議申立者と登録申請者からの事実と理由に関する陳述を聴取し、異議申立を審査してから決定を出すようにしなければならない。異議が成立する場合、当該地理的表示の登録申請を拒絶し、書面により異議申立者と登録申請者にその旨を通知する。異議が成立しない場合、当該異議申立を却下し、書面により異議申立者と登録申請者にその旨を通知する。

第十九条 受理を公告された地理的表示の登録申請について、異議申立期間が満了しても異議がない又は異議が成立しない場合は、国家知識産権局は技術審査を行う。技術審査には、会議審査と必要な産地確認が含まれる。登録申請者はそれに協力しなければならない。

審査過程において、国家知識産権局は地理的表示の登録申請内容の説明や補正が必要であると判断した場合、登録申請者に説明や補正を行うよう要求することができる。

審査に合格した場合、国家知識産権局は地理的表示認定公告（以下、「認定公告」という）を発表する。審査に合格しなかった場合、当該地理的表示の登録申請を拒絶し、書面により登録申請者にその旨を通知する。

第二十条 認定公告の内容には、地理的表示産品の名称、保護要求、専用マークを使用する生産者又は中国取次販売店のリスト等が含まれる。

第二十一条 登録申請者が登録申請拒絶決定に不服がある場合、通知受領日から 30 日以内に国家知識産権局に再審査を申し込むことができる。国家知識産権局は、再審査申込みの受領日から 2 ヶ月以内に決定を下し、書面により登録申請者に通知しなければならない。

登録申請者は再審査決定に不服がある場合、通知受領日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。

第二十二条 国家知識産権局は、地理的表示産品の分類特徴に基づいて地理的表示専門家データベースを構築し、審査時に必要に応じて専門家を選定しその意見を聴取する。

第四章 取消と変更

第二十三条 国家知識産権局が認定公告を発表した日から、組織や個人を問わず誰もが本規定第七条の状況に該当すると考える場合、国家知識産権局に地理的表示を取消すよう請求することができる。それに際し、請求書を提出し、理由を説明した上、必要な場合、関

連証拠資料も付け加えなければならない。

本規定第七条第（一）号、第（六）号及び第（七）号の状況に該当する場合、又は欺瞞手段やその他の不正手段で保護を取得した場合、国家知識産権局は地理的表示を取消し、書面により登録申請者にその旨を通知する。

第二十四条 取消請求が以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局はそれを受理せず、書面により請求者にその旨を通知する。

- （一）取消理由を具体的に説明していない場合。
- （二）取消理由が本規定第七条の状況に該当しない場合。

第二十五条 国家知識産権局は取消請求を審査し、決定を下し、書面により当事者に通知する。

国家知識産権局は地理的表示を取り消すと決定した場合、取消公告を發表する。

当事者は取消決定に不服がある場合、通知受領日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。

第二十六条 保護を受ける地理的表示産品の保護要求、登録申請者名称等を変更する必要がある場合、登録申請者は国家知識産権局に変更請求を提出し、省級の知的財産管理部門が発行した初歩的審査意見を提出しなければならない。関連プロセスに従い審査した結果、審査に合格した場合、国家知識産権局は変更公告を發表する。審査に合格しなかった場合、書面により登録申請者に通知し理由を説明する。

第二十七条 生産者リストに生産者を新規追加する場合、登録申請者は省級の知的財産管理部門に申し込み、以下の資料を提出しなければならない。

- （一）新規追加する生産者リスト。
- （二）関係産品品質検査機構が発行した、新規追加生産者が生産した地理的表示産品の検査報告書。
- （三）産地所在地の地方の知的財産管理部門が発行した新規追加生産者の検証報告書。

省級の知的財産管理部門が審査した結果、審査に合格した場合は、承認公告を發表し、国家知識産権局に届け出る。

中国取次販売店リストに取次販売店を新規追加する場合、登録申請者は国家知識産権局に申し込まなければならない。審査に合格した場合は、承認公告を發表する。

第五章 管理、運用と使用

第二十八条 産地範囲所在地の地方の人民政府は、保護を受ける地理的表示産品の標準体系、検査体系及び品質保証体系を構築し、実施しなければならない。

第二十九条 地方の知的財産管理部門は、本行政区域内で保護を受ける地理的表示産品の

産地範囲、産品名称、産品の品質特色、産品の標準適合性、専用マークの使用等について日常の監督管理を行うことに責任を持つ。

省級の知的財産管理部門は、国家知識産権局に地理的表示及び専用マークの監督管理情報を定期的に報告しなければならない。

第三十条 保護を受ける地理的表示産品の品質特色の検査は、省級の知的財産管理部門の選定した検査機構が担当する。必要な場合、国家知識産権局は再検査を手配する。

第三十一条 知的財産管理部門は、地理的表示の運用を促進するよう積極的に導き、地方の経済発展をサポートしなければならない。

第三十二条 地理的表示が保護を受けるようになった後、産品の産地範囲、カテゴリー、知名度等の要因に基づき、登録申請者は、対応する地理的表示産品の国家標準、地方標準、団体標準や管理規範の制定、国家標準サンプルの研究・製造に協力しなければならない。

地理的表示が保護を受けるようになった後、登録申請者は、措置を講じて、地理的表示産品の名称と専用マークの使用、産品の品質特色等を管理しなければならない。

第三十三条 公告に記載されている生産者や中国取次販売店は、認定された地理的表示産品の名称を使用し、関連規定に従い専用マークを使用しなければならない。公告に記載されている生産者は、対応する標準や管理規範に従い生産を手配しなければならない。

その他の組織や個人は、保護を受ける地理的表示産品の名称や専用マークを無断で使用してはならない。

第三十四条 本規定にいう地理的表示産品の名称や専用マークの使用とは、産品の産地又は保護を受ける地理的表示を識別するために、産品名称や専用マークを産品、産品の包装又は容器及び産品の取引文書に用いたり、産品名称や専用マークを広告宣伝、展覧及びその他のビジネス活動に用いたりする行為を指す。

第六章 法的責任

第三十五条 組織や個人を問わず誰もが以下のいずれか1つの行為をした場合、『中華人民共和国産品品質法』に従い処理する。

(一) 産品名称又は産品記述を使用することにより、公衆に産品が保護を受ける地理的表示産品の産地からのものであると誤認させる行為。

(二) 許諾を受けずに無断で産品に専用マークを使用する行為。

(三) 産品に専用マークと類似するマークを使用して、公衆に専用マークであると誤認させる行為。

(四) 上記産品を販売する行為。

第三十六条 組織や個人を問わず誰もが以下のいずれか1つの行為をした場合、違法行為

発生地の県級以上の市場監督管理部門がそれを制止し、情状によって警告、罰金等の行政処罰を与える。違法所得がある場合、違法所得の3倍、最高で3万元を超えない罰金に処することができる。違法所得がない場合、1万元以下の罰金に処することができる。

(一) 産地範囲以外の同一又は類似産品に、保護を受ける地理的表示産品の名称を使用する行為。

(二) 上記産品を販売する行為。

産地範囲内の、公告に記載されていない生産者が産品に保護を受ける地理的表示産品の名称を使用した場合、前項規定に従い処理する。

第三十七条 登録申請者が本規定第三十二条第二項の規定に違反したことにより、地理的表示産品がその品質要求に達しておらず、又は悪い社会影響をもたらした場合は、地方の市場監督管理部門が期限を定めて是正するよう命令する。是正を拒否し、違法所得がある場合、違法所得の3倍、最高で3万元を超えない罰金に処することができる。違法所得がない場合、1万元以下の罰金に処することができる。

第三十八条 公告に記載されている生産者や中国取次販売店が本規定第三十三条第一項の規定に違反した場合、地方の知的財産管理部門が期限を定めて是正するよう命令する。期限を過ぎても是正しない場合、情状により国家知識産権局がその地理的表示産品の名称と専用マークの使用を差し止め、公告を発表する。

第三十九条 地理的表示保護事業に従事する要員は、職務に忠実で、公平に執り行わなければならない。職権を濫用して私利を図ったり、業務秘密を漏洩したりしてはならない。上記の規定に違反した場合、法により処分する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第七章 附則

第四十条 地理的表示が団体商標、証明商標として登録出願する場合、『中華人民共和國商標法』の関連規定に従い処理する。

第四十一条 保護を受ける地理的表示を企業名称の中の商号として使用し、公衆の誤解を招いた場合、関連法律法規に従い処理する。

第四十二条 本規定は_____年___月___日より施行する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。